

会議録

会議の名称	西東京市文化財保護審議会 平成15年度第1回会議
開催日時	平成15年4月24日 午後6時30分から午後8時まで
開催場所	田無庁舎1階102会議室
出席者	委員:高島会長、吉野副会長、石井委員、吉田委員、桑原委員、牧原委員、都築委員、保谷委員 事務局:篠宮課長、小林主査、寺畑文化財保護専門員
議題	1 指定基準について 2 その他
会議資料	・西東京市指定基準(A案) ・西東京市指定基準(B案)
会議内容	発言者の発言内容ごとの要点記録
会議内容	
発言者名 発言内容	<p>高島会長 定足数に達しているため、文化財保護審議会平成15年度第1回会議を開催する。</p> <p>(前回会議録の確認) 前回会議録が原案のとおり確認された。</p> <p>議題1 指定基準 事務局 前回会議での意見を踏まえ、次の点を変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西東京市指定有形文化財の(6)以下の「以上のもので、次のいずれかに該当するもの」のアイウの順序を並べ替えアの地域的特色を最優先にした。</li> <li>・西東京市指定無形文化財も同様にアイウを並べ替えた。</li> <li>・西東京市指定有形民俗文化財の(1)の形容を形態に、また「典型的」「伝統的価値」に改めた。アからコについてはこのように改めた。同(2)は(1)と重複するので不要という意見もあったが、(1)市民の日常生活として、(2)は収集品という言葉があることからこのまま残すこととした。この項のアからオの順序も地域性を優先することから前項と同様とした。</li> <li>・西東京市指定無形民俗文化財も「伝統的なもの」及び地域的特色について前項と同様とした。</li> <li>・西東京市指定史跡は、1行目「歴史の正しい理解」の箇所を「地域の歴史を深く理解する」に改めた。アからコまでは具体的な内容を記述した。(イに空襲跡、防空壕を、また新たに前回案の西東京市指定旧跡の(2)をこちらに移し6サを加えた)前回案の6西東京市</li> </ul>

指定旧跡は削除した。この関係で7西東京市指定名勝と西東京市指定天然記念物がそれぞれ6と7になった。

- ・西東京市指定天然記念物の(3)は桑原委員からの提案により、表題を地質鉱物から地学事象に改めた。以下項目及び内容を今回の改正文書のとおりとした。

今回提示した資料のA案とB案の違いは、8 西東京市指定有形記録文化財の扱いにある。A案は8として新規項目で独立させ、B案は1の(8)に繰り入れた。内容は同様のものである。

石井委員

この記録文化財ということで他で既に指定されたものはあるのか。

事務局

乾板についてはある。ビデオテープ、DVD、CD-Rは今回の議論の対象になると考えて掲げた。項目として独立させたのは前回案では1 西東京市市指定有形文化財(6)歴史資料に入れるしかない。はたしてそれが適当かという疑問があった。

石井委員

私は将来的には有効になってくると思われるので、独立をさせたA案がいいと思う。

保谷委員

ガラス乾板、紙焼写真、フィルム等の媒体のデータをどう保存するのか。例えばビデオテープ、DVD、CD-Rも寿命があり媒体として将来は使用できなくなる。その時その都度新しい媒体に写し替えて保存していく予算や手当等を含めた対応をしていくという趣旨ということで理解していいのか。

高島会長

CD等の劣化の度合いはどれくらいなのか。

保谷委員

劣化よりも読み取り装置の問題。機器がなくなってしまうと用をなさない。例えばコンピューターでも新しい機器に変えた場合は機器に合わせてソフトを置き変える。画像や音声を新しい機器にどう移し替え保存していくかということである。そこに趣旨がある保存基準ではないのか。

牧原委員

映像や音声は確かになくなったりメディアによっては再生できなくなったりする。例えば映像博物館やフィルムライブラリーのような施設で保管したり繋げていったりすることをやるべきことかもしれない。ある時期にきたらそういう専門的な取扱いをする機関・組織を活用すること考えることも必要である。

桑原委員

例えば昔の戸棚は木製だから長持ちした。それと同じで耐久性を重んじないといけないかもしれない。

石井委員

かつて東京都は野村胡堂から何千枚というレコード盤を寄贈されて、保存しきれないことから青森県に寄贈して永久保存されるようになった。

吉野副会長

媒体をとっておくのではなく、中身をどう保存していくのかを考えていくことだ。

牧原委員

A案、B案分かれ目の部分だが、A案の今までの分の歴史資料までの項目というのは、時代的な対象としては何か近代以前になるが、この映像資料は戦争資料まで含めると現代を対象と考える。これは大変いいことだと思う。ただ映像音声だけではなく、文書記録も対象に入ると思う。文書記録は古文書だけではない。そこをどううまく合わせるかである。

高島会長

行政記録、行政文書である。情報公開との関係も深く関わってくる。例えば議会の議事録などはあるだろう。

桑原委員

一定の期間までは行政で保存するだろうが、それを過ぎてからどうするのか。それらをすべて保存するのか。

保谷委員

普通は前近代のところで止まってしまうのだろうが、もう明治、大正期、あるいは戦前の資料も含めて、きちんと残るような仕組みをつくらなくてはならない。場合によっては特に近代の資料を重点的に保護すべきだという観点から一項を立てることも念頭に置く必要があるかもしれない。

吉田委員

5 西東京市指定史跡のイ政治、軍事に関する遺跡の防空壕等とあるが、例えば空襲を受けたことについて書かれた記録、行政文書ではないが非常に貴重な記録も対象に考える必要がある。

高島会長

今の吉田委員の意見をここの基準に取り込むとすればどうなるのか。

保谷委員

歴史資料で十分だと思う。特に近代資料と名うつことはない。

高島会長

保谷市のときに指定した「蓮見家文書」の中には、明らかに明治以降の行政資料が存在する。全てを一括して指定したのでとりたてて問題はなかった。吉田委員の意見は(6)の歴史資料に含まれるとうことでよろしいか。( 決定 )

石井委員

(3)地学事象のキノ(寄贈されたものを含む)だが、これは全ての資料にあてはまるので、あえていれなくともよいのではないか。いらないと考える。

吉野副会長

同じくその前のオ 特殊の地下水賦存(ふぞん)だが、この言葉はちょっと難しいのではないのか。( 宙水、地下水涯、地下水谷等 )であるが、田無地区に地下水帯、谷戸地区から

保谷の方にかけてあるがこれと同様のものと考えてよいか。

桑原委員

その中にある特殊の崖や谷になっているもの。賦存は形態という言葉にした方が適切かもしれない。

高島会長

地下水形態でいいと思われる。

都築委員

同様のところのア 「宇宙から飛来したもの」だが、西東京市とどう関わりがあるのか非常に疑問である。

桑原委員

隕石などは数年に1回は日本のどこかに落ちており、西東京市に珍しい石が落ちてくる可能性はある。

牧原委員

キ 「特に貴重な岩石、鉱物及び化石、微化石等の標本」に含めて最初にもってきてはどうか。（ 決定）

高島会長

オのカッコ内の地下水谷とは吉村信吉の地下の滝のことだと思うが、地下水涯とはどういう意味なのか。

桑原委員

平面でなくあるところでストンと落ちているところ。昭和13年のことだったか、大雨で水が上がってきてあちこちに窪地ができた。

高島会長

吉村信吉先生が発見した大泉地下水瀑布線のことだろう。それとおなじことなら地下水瀑布という名称のほうがいいのではなかろうか。これは現在も確実に存在している。地下水瀑布としてはどうか。（ 決定）

牧原委員

1 西東京市指定有形文化財のアの「流派的又は地域的特色」だが、最初に流派が出てくるのがちょっと気になる。地域を前にもってきてもいいのではないか。文化財としてまず流派が重要な点となるのだろうか。

高島会長

保谷ばやしは、神田ばやしの系統などいろいろ流派があるという。流派的なものが保谷で伝授し継承して発展してきたという経緯があろう。あながちおかしくはないが逆でもいいと思う。

吉野副会長

芸能であれば流派が先でもいいが、1 西東京市指定有形文化財の(1)～(6)の中身からいうと流派的というのはやや局部的すぎるため、広く包括的に捉えた方がいいような気がする。

る。「地域的流派的特色」にしてみてもどうか。2 西東京市指定無形文化財の(2)のAについても同様にしたほうがいいと思う。( 決定)

高島会長

意見が出尽くしたようなので修正を含めて文書を整えて委員に送付してもらい、そこで修正があれば修正したものを教育委員会に提案するというのを審議会として認めることによるしいか。( 決定)

議題2 その他

下野谷遺跡第11次調査

事務局

石神井川河川整備工事に伴う下野谷遺跡第11次調査は東京都埋蔵文化財センターによって予定通り3月末で終了した。今後6月末まで整理作業を行い10月に報告書発行する。出土品としては、縄文時代の土器、石器、礫、中近世の土器・陶磁器等がある。遺構としては縄文時代の溝状の落ち込み1か所、中・近世の土坑、集石1基、溝11条、性格不明の落ち込み1か所、畑跡である。また低位段丘面の東端を確認し、江戸時代以前の石神井川の旧流路も確認した。

高島会長

以上で本日の会議を終了する。